

福祉生活病院常任委員会資料

(平成30年1月19日)

【件名】

- 1 鹿野かちみ園・鹿野第二かちみ園、皆生尚寿苑の地方債償還等にかかる財政上の検討について
(福祉保健課、障がい福祉課、長寿社会課) ··· 1
- 2 鳥取県再犯防止推進計画検討会の検討結果及びパブリックコメントの実施について
(福祉保健課) ··· 3
- 3 平成28年度鳥取県における障がい者虐待の状況について
(障がい福祉課) ··· 5
- 4 第7期鳥取県介護保険事業支援計画等の策定について
(長寿社会課) ··· 6
- 5 とつとり若者自立応援プランの改訂素案について
(青少年・家庭課) ··· 7
- 6 課題を抱えた妊婦に関する相談支援体制検討会について
(青少年・家庭課) ··· 9
- 7 米子児童相談所における個人情報の流出について
(青少年・家庭課) ··· 10
- 8 第6回鳥取県立中部療育園整備検討会の開催結果について
(子ども発達支援課) ··· 11
- 9 平成30年度国民健康保険事業費納付金等の算定について
(医療指導課) ··· 12

福 祉 保 健 部



鹿野かちみ園・鹿野第二かちみ園、皆生尚寿苑の地方債償還等にかかる財政上の検討について

平成30年1月19日
福祉保健課
障がい福祉課
長寿社会課

福祉保健部所管の鹿野かちみ園・鹿野第二かちみ園及び皆生尚寿苑について、地方債の繰上償還による交付税損失と財産売却による利益を比較したので、その概要を報告します。

1 施設の概要

【鹿野かちみ園・鹿野第二かちみ園（鳥取市鹿野町）】

○設置目的 入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援等を行うことにより、障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進し、もって障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする。

○施設種別 障害者総合支援法に基づく障害者支援施設

○設置年月日 （鹿野かちみ園）昭和41年1月1日 （鹿野第二かちみ園）昭和53年4月1日

○施設内容

（鹿野かちみ園）南棟（平成18年3月改築）

- ・敷地面積：41,555.92m²
- ・延床面積：3,929.05m²
- ・定員：施設入所支援70人、生活介護70人、短期入所2人
- ・入所者数：70人（H29.12.1現在）

（鹿野第二かちみ園）北棟（平成16年10月改築）

- ・敷地面積：鹿野かちみ園と同敷地
- ・延床面積：4,188.75m²
- ・定員：施設入所支援70人、生活介護70人、自立訓練（生活訓練）6人、短期入所3人
- ・入所者数：73人（H29.12.1現在）

【皆生尚寿苑（米子市新開）】

○設置目的 65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な老人を入所させ養護する施設であり、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする。

○施設種別 老人福祉法に基づく養護老人ホーム

○設置年月日 昭和46年4月1日

○施設内容

- ・敷地面積：8,997.27m²
- ・延床面積：4,410.01m²
- ・定員：施設入所支援140人、生活介護78人、短期入所3人
- ・入所者数：139人（H29.12.1現在）

2 地方債償還等にかかる財政上の検討

不動産鑑定評価に基づき、地方債償還終期を待たずに有償譲渡した場合、起債繰上償還により逸失する交付税措置額を売却収入が上回ることが見込まれる。

【不動産鑑定評価結果】

施設名	評価額	内訳	
		土地	建物
鹿野かちみ園・鹿野第二かちみ園	7億4,800万円	7,800万円	6億7,000万円
皆生尚寿苑	1億9,656万円	1億123万円	9,533万円

【交付税措置への影響】

- ・有償譲渡の場合、起債繰上償還により交付税措置額（鹿野かちみ園・鹿野第二かちみ園で1.4億円、皆生尚寿苑で0.3億円）を逸失することとなる。

※ 本来の地方債償還終期：鹿野かちみ園・鹿野第二かちみ園 H39.5、皆生尚寿苑 H33.5

※ 譲渡に伴う国庫補助金返還は生じない。

3 今後の予定

今後は福祉施設としての譲渡条件を検討していく。

平成30年2月 予算案を上程（譲渡検討のための第三者委員会開催経費等）
平成30年4月～8月 譲渡の検討（譲渡条件、譲渡時の支援スキーム等の検討）
平成30年9月 譲渡にかかる議案を上程

平成31年4月 譲渡先による管理運営開始
※譲渡先が決まらない場合、指定管理を継続する。

4 参考

(1) 鳥取県厚生事業団に管理委託していた以下11施設を、平成17年4月1日から厚生事業団へ移管。

- 障害者福祉センター厚和寮 (S47、身体障害者更生施設、鳥取市)
 - 障害者福祉センター友愛寮 (S51、身体障害者療護施設、鳥取市)
 - 障害者福祉センターつばさ園 (S46、身体障害者授産施設、鳥取市)
 - 障害者福祉センターあさひ園 (S48、身体障害者授産施設、鳥取市)
 - 西部やまと園 (S50、知的障害者更生施設、南部町)
 - 羽合ひかり園 (S62、知的障害者更生施設、湯梨浜町)
 - 白兎はまなす園 (S45、知的障害者授産施設、鳥取市)
 - 三津白寿苑 (S48、特別養護老人ホーム、鳥取市)
 - 巖城はごろも苑 (S49、特別養護老人ホーム、倉吉市)
 - 皆生みどり苑 (S50、特別養護老人ホーム、米子市)
 - 境港通勤寮 (S47、知的障害者通勤寮、境港市)
- } 土地・建物無償譲渡
} 建物：無償譲渡
土地：H17～H26 無償貸付
H27以降 有償貸付

※施設名、建築年度、施設種別は移管当時のものです。

(2) 県直営管理していた施設を、平成20年4月1日に民間譲渡。

- 母来寮 (H5、養護老人ホーム、湯梨浜町) 土地・建物有償譲渡
国庫補助金返還あり、起債繰上償還あり
公募型指名競争入札（売却先：(社福) 鳥取県厚生事業団）
- 岩井長者寮 (S38、軽費老人ホーム、岩美町) 土地・建物有償譲渡
国庫補助金返還あり、起債は償還済み
廃止予定であったが希望者が現れたため売却（売却先：(社福) ふれあい）

鳥取県再犯防止推進計画検討会の検討結果及びパブリックコメントの実施について

平成30年1月19日
福祉保健課

鳥取県では、平成28年12月14日に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」(以下「法」という。)に基づき、「鳥取県再犯防止推進計画」の策定に向けて検討を進めています。その概要と検討状況について報告します。

また今後、計画(案)に係るパブリックコメントを実施する予定ですので、併せてその概要を報告します。

記

1 計画(案)の概要について

(1) 計画の位置づけ

法第8条第1項に規定する「都道府県計画」として策定する。

(2) 計画の期間

5年間(平成30年度から平成34年度まで)

(3) 計画の対象者

計画の対象者は、起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行少年若しくは非行少年であった者のうち、支援が必要な者

(4) 計画の内容((1)~(7)により編成)

項目	内容(概要)
(1) はじめに	これまでの県の取組、計画における施策実施の考え方
(2) 計画の位置付け	法における県計画の位置付け
(3) 基本方針	<ul style="list-style-type: none">①国・民間団体等との連携強化②就労・住居の確保③保健医療・福祉サービスの利用の促進④非行の防止と、学校等と連携した修学支援の実施⑤民間協力者の活動の推進、広報・啓発活動の推進
(4) 計画期間	5年間(平成30~34年度)
(5) 成果指標 本県の現状(参考指標)	<p>刑法犯検挙者中の再犯者率を平成34年度までに20%にする ※基準値：刑法犯793名(うち再犯者217名 27.4%) (平成28年) その他、参考指標として基本方針②~⑤に関連する指標 (例)協力雇用主数(基準値：100社(平成28年))、出所者のうち帰住先がない者の数(基準値125人(平成28年))等</p>
(6) 今後取り組んでいく施策 (新規分のみ抜粋)	<ul style="list-style-type: none">①国・民間団体等との連携強化<ul style="list-style-type: none">・再犯防止推進協議会(仮称)の設置(関係機関の集まり)の検討・高齢者・障がい者以外の者についても支援する新たな機関の設置(地域生活定着支援センターの拡充)の検討②就労・住居の確保<ul style="list-style-type: none">・保証人がいない場合の賃貸住宅に係る債務保証制度の創設の検討③保健医療・福祉サービスの利用の促進<ul style="list-style-type: none">・薬物依存症の相談拠点・治療拠点機関の設置の検討④非行の未然防止と、学校等と連携した修学支援の実施<ul style="list-style-type: none">・少年院において療育支援が必要な少年に係る県関係機関による相談支援の実施⑤民間協力者の活動の推進、広報・啓発活動の推進<ul style="list-style-type: none">・シニアバンクの活用(受刑者に対する学習支援等)・県政だより等による更生保護の啓発、ボランティア募集の呼びかけへの協力
(7) 鳥取県の基礎データ	(1) 成人 検挙者数、起訴猶予者数、執行猶予者数、罰金・科料者数、鳥取刑務所出所者数

	(2) 少年 少年事件において家庭裁判所の審判を受けた者の数 (3) 罪種別人数
--	--

2 これまでの検討状況

(1) 経緯

日付	事項	内容
H29. 8. 25	鳥取県再犯防止推進計画第1回検討会	再犯防止関係機関・団体の取組・課題にかかる意見交換
H29. 10. 4	第2回検討会	課題に対する対応策の検討
H29. 10. 30	第3回検討会	鳥取県再犯防止推進計画骨子案の検討
H30. 1. 17	第4回検討会	県計画(案)の検討

(2) 鳥取県再犯防止推進計画検討会委員

区分	所属	氏名	備考
有識者	鳥取県弁護士会	森 祥平	委員長
行政(国)	鳥取保護観察所	千葉 貴史	
	鳥取地方検察庁	有田 理雄	
	鳥取刑務所	江平 晴美	
	鳥取労働局	加藤 正志	
	美保学園	高松 茂之	
	鳥取少年鑑別所	谷本 拓郎	
関係団体・機関	鳥取県保護司会連合会	濱田 恵	
	鳥取県更生保護観察協会	原田 靖英	
	鳥取県更生保護給産会	星見 豊	
	鳥取県更生保護女性連盟	小宮山 富美子	
	鳥取県就労支援事業者機構	北本 孝之	
	鳥取県再犯抑止更生協会	玉野 良次	
	鳥取県教誨師会	上杉 宣章	
	鳥取刑務所篤志面接委員連絡協議会	茗荷 宏治	
	鳥取ダルク	千坂 雅浩	
	地域生活定着支援センター	鎌谷 翔平	
	鳥取県社会福祉協議会	杉本 優江	

3 鳥取県再犯防止推進計画(案)に関するパブリックコメントの概要

(1) 募集期間

平成30年2月1日(木)から同年2月15日(木)までを予定

(2) 応募方法

郵送、ファクシミリ、電子メール、意見箱(県庁県民課、各総合事務所地域振興局、県立図書館、市町村窓口等に設置)

参考: 国の再犯防止推進計画の概要

(1) 平成29年12月15日に閣議決定

(2) 重点課題

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 地方公共団体との連携強化等
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備等

(3) 計画期間 5年間(平成30~34年度)

平成28年度 鳥取県における障がい者虐待の状況について

平成30年1月19日
障がい福祉課

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)に基づく平成28年度の鳥取県内の障がい者虐待に関する対応状況等について、下記のとおり報告します。本調査は、厚生労働省が実施した障害者虐待防止法に基づく市町村及び都道府県の対応状況等調査のうち、本県の状況を取りまとめたものです。

- ・障がい者虐待に係る相談・通報・届出受理件数は43件。
- ・そのうち16件(約4割)が「虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例」であった。
- ・16件のうち、13件(約8割)が「養護者による障がい者虐待」となっている。
- ・虐待の種別でみると、身体的虐待が最も多く次いで心理的虐待、経済的虐待と続く。

1 相談・通報対応件数

	養護者による 障がい者虐待	障害者福祉施設 従事者等による 障がい者虐待	使用者による 障がい者虐待	合計
相談・通報・届出受理件数 〔窓口別件数〕	22件(20) [市町村22、県0]	18件(26) [市町村16、県2]	3件(9) [市町村2、県1]	43件 (55)
虐待を受けた又は受けたと 思われたと判断した事例	13件(10)	3件(4)		16件 (14)

※()内は、前回調査(平成27年度)結果の件数

2 虐待の種別

	養護者による 障がい者虐待	障害者福祉施設 従事者等による 障がい者虐待	合計
～虐待の種別	身体的虐待	7件(6)	1件(3)
	性的虐待	1件(0)	0件(3)
	心理的虐待	4件(4)	2件(2)
	放棄・放置	4件(3)	0件(2)
	経済的虐待	5件(4)	0件(2)
合計	21件(17)	3件(12)	24件(29)

※()内は、前回調査(平成27年度)結果の件数

※1件の事例に対し複数の種別の場合があるため、虐待判断事例件数16件と一致しない。

3 今後の県の取組

昨年9月に「あいサポート条例」を施行したことも踏まえ、広く一般県民を含めて「障がい理解への啓発」を進めるとともに、障がい福祉サービス事業所職員など関係者を対象にした「障がい者虐待の未然の防止のための研修」を実施していく。

第7期鳥取県介護保険事業支援計画等の策定について

平成30年1月19日
長寿社会課

○平成30年4月から始まる第7期鳥取県老人福祉計画及び鳥取県介護保険事業支援計画～鳥取県高齢者の元気と福祉のプラン～について、県政参画電子アンケートや保健・医療・福祉関係者、高齢者、介護経験者、保険者等で構成する計画策定・推進委員会等に意見を聴きながら策定作業を進め、このたび次のとおり計画案をとりまとめました。

○この計画案について、パブリックコメントを実施する予定ですので報告します。

1 計画の概要

- (1) 計画期間 3年間 平成30(2018)～32(2020)年度（平成30(2018)年4月～平成33(2021)年3月）
(2) 計画の位置付 介護保険法に基づき介護サービス見込量や介護保険の円滑な実施を支援するために必要な事項などを定める「介護保険事業支援計画」と、老人福祉法に基づき老人福祉事業の実施に必要な事項などを定める「老人福祉計画」を一体的に策定するもので、取組や施策等を実施する際の方針等について「鳥取県高齢者の元気と福祉のプラン」として策定。
(3) 計画の基本目標等
- 【基本目標】 とっとり型地域包括ケアネットワークの深化～すべての高齢者が希望を持って生涯輝き続けられる地域をつくる～
- 【重点課題】 ① 高齢者の在宅生活支援体制の確立 ② 高齢者が活躍できる場づくり
③ 高齢者の尊厳及び安全の確保 ④ 認知症施策の推進
⑤ 必要な介護サービスの確保 ⑥ 介護人材の確保、定着及び資質の向上

2 計画の主な内容

項目	主な内容
高齢者と高齢者介護を巡る状況	・高齢化率、高齢者世帯等 ・要介護認定率、認知症高齢者数等 ・介護保険サービスの実施状況 ・介護保険料
<具体施策の推進> 地域包括ケアシステムの構築と医療介護連携	・地域包括ケアシステム、地域包括支援センターの機能強化と地域ケア会議の普及・定着 ・地域における専門職の連携、在宅医療と介護の連携、ICTを活用した医療と介護の情報連携 ・高齢者の実態とニーズの把握、「自宅で最期まで」を支える仕組みの構築の推進
高齢者の健康、生きがいづくりと介護の予防	・健康づくり、生きがいづくり ・介護予防、介護予防・日常生活支援総合事業、生活支援コーディネーターの養成と質の向上
住民参加によるいつまでも暮らし続けられる地域づくり	・いつまでも暮らし続ける地域づくり ・災害に強い地域づくり【新規】
認知症施策の推進	・認知症の本人の意思の尊重【新規】 ・すべての人が認知症を正しく学ぶ【新規】 ・認知症の気づきから終末期まで、切れ目のないサポート体制づくり ・認知症の本人及び家族と共につくる地域づくり ・若年性認知症施策の強化 ※有識者、介護家族や若年性認知症の本人などで構成する「認知症施策個別検討会」の意見を反映
高齢者の尊厳と安全の確保	・相談体制の充実、権利擁護・成年後見制度の普及、本人意思の尊重、高齢者虐待の防止 ・低所得高齢者対策【拡充】、家族介護の支援、仕事と介護の両立など ※低所得者の暮らし安心対策チーム（高齢者の低所得者対策チーム）の検討結果を反映
介護サービスの確保と施設・住宅の整備	・居宅サービス、施設・居住系サービス等について ・高齢者の住まい ・介護給付の適正化
福祉人材対策	・福祉人材を巡る現状、介護職員の確保に関する数値目標 ・福祉人材の確保及び定着、ケアの質の向上（スキルアップの取組）
第7期における介護サービスの見込み量等	・各保険者（市町村）が設定した第7期における介護サービス見込み量を集約 (平成30年3月上旬を目途に各保険者で作業中)

3 主なスケジュール

<これまで>

4回（5/18、8/17、11/2、12/21）にわたる「第7期鳥取県介護保険事業支援計画及び老人福祉計画策定・推進委員会」の開催、県政参画電子アンケート（6/30～7/11）、各検討会等の意見を聴取

<今 後>

平成30年1月～ パブリックコメント実施

3月 第5回計画策定・推進委員会で計画最終案検討
4月 計画の施行

とっとり若者自立応援プランの改訂素案について

平成30年1月19日
青少年・家庭課

1 策定の根拠

子ども・若者育成支援推進法（平成21年7月8日法律第71号）第9条

（都道府県子ども・若者計画等）

第9条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画を作成するよう努めるものとする。

・・・県計画の策定は努力義務（43都道府県が策定済み（H29.1現在））

2 沿革

第1期 平成24年4月～27年3月

第2期 平成27年4月～30年3月・・・現行プラン

第3期 平成30年4月～35年3月・・・今回改訂（案）

3 目的・対象

（1）目的 ① 若者の経済的・社会的自立の支援

② 困難な状況にある子ども・若者とその家族への支援

を中心に、青年期以降の課題についての県の取組方針を明らかにする

（2）対象 概ね10～20歳代のすべての方、及び30歳代であって、経済的・社会的自立に困難を有する方

4 見直し方針

・平成28年2月に示された国の「子ども・若者育成支援推進大綱」を勘案する

・鳥取県青少年育成意識調査（平成28年度実施済み）の結果を基礎資料とする

・鳥取県青少年問題協議会（「とっとり若者自立応援プラン」検討部会）により有識者の意見を反映

5 主な改訂内容

（1）計画期間 3年間から5年間へ

5年毎に実施する鳥取県青少年育成意識調査に連動させ、調査の翌年にプランの改訂を行うこととした。青少年問題協議会へ施策実施状況の報告を充実させ、進捗管理を強化する。

（2）改訂内容

- ・さらに元気な人材育成（スポーツ・芸術・科学技術・グローバル人材の育成）
- ・よりきめ細かな支援（貧困・自死・障がい・LGBT・課題を抱えた妊婦・インターネット）
- ・地域密着で若者の就業を支援（県立ハローワーク）

<今回追加する主な内容>

体系	現状・課題等	取組施策の内容
子ども・若者の自立を応援	職業生活のスタートを応援	・地域に密着した就業支援が求められる
	様々な事柄にチャレンジできる環境整備	・グローバル化が進む社会、科学技術や情報技術、スポーツや芸術の分野などで次世代をリードする人材の輩出
	互いに支えあう関係づくり	・選挙権年齢が引き下げられ、若者にも有権者としての行動が期待される
	心身ともに健やかな成長を促す環境づくり（※）	・インターネット・SNS利用をきっかけとした被害の増加 ・未成年人人工妊娠中絶率の高さ、課題を抱えた妊婦への支援が必要
	困難な状況に応じた子ども・若者と家族への支援	・子どもの貧困 ・自死者数は減少傾向にあるものの、若者（10～30代）の死因の一位は自死 ・障がいのある児童生徒・発達障がいと診断された児童・生徒の増加 ・性的マイノリティの方への理解不足
困難な状況からの自立	支援の質の向上	・他県に比べ支援機関の連携がすすんでいる。 ・関係機関の連携の輪を広げ、ネットワークで支援できる環境を整備。

※体系名の見直し：（新）心身ともに健やかな成長を促す環境づくり←（旧）被害者にも加害者にもならないための支援

6 青少年問題協議会プラン検討部会（11月24日開催）での主な意見

（1）インターネット・ペアレンタルコントロール関連

- ・意識調査で一日のインターネット利用時間が長い子ども若者が多いという結果に懸念。
- ・ペアレンタルコントロールのため、地道な普及啓発を続けるべき。
- ・小中学生の時期からの啓発が有効。

（2）「健やかな妊娠・出産を応援」関連

- ・改訂案に「健やかな妊娠・出産を応援」が追加され良かった。困っている方に支援が届くようにして欲しい。

（3）ネットワークによる支援

- ・多様な困難を抱える若者が多い。支援機関が連携することが不可欠。鳥取県では官民がしっかり連携している。

7 スケジュール

平成29年11月 第1回「とっとり若者自立応援プラン」検討部会・・・改訂案検討

平成30年 1月 常任委員会報告

県政参画電子アンケート の実施

パブリックコメント の実施

2月 第2回「とっとり若者自立応援プラン」検討部会・・・成案検討

3月 第1回鳥取県青少年問題協議会・・・・・・・・・・・・成案報告
改訂

課題を抱えた妊婦に関する相談支援体制検討会について

平成30年1月19日
青少年・家庭課

県内の課題を抱えた妊婦に関する相談支援体制については、平成29年9月に設置した「課題を抱えた妊婦に関する相談支援体制検討会」において検討を行ってきました。その概要について報告します。

1 課題を抱えた妊婦に関する相談支援体制検討会の目的

平成28年に発生した乳児死亡事案に係る鳥取県児童虐待死亡事案検証員会報告書に基づいて、主に次の2点について審議しました。

- (1) 誰にも相談できない（知られたくない）妊婦でも相談できるような相談窓口のあり方や効果的な周知方法、受付方法等
- (2) 要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」という。）においてリスクの兆候を把握するために必要な取組及びその情報の共有方法やその際注意すべき事項等

2 開催日等 平成29年9月24日、11月16日、12月14日

3 委員からの主な意見

(1) 相談窓口について

- 行政相談窓口は、産むことを前提にしているイメージがあり、当事者には心理的ハードルも高くて相談しにくい。
- 相談窓口のPRやメディアを使った周知の工夫が必要。
- パンフレットを作成する際は、様々な選択肢を提示する内容とすることが望ましい。
- 窓口のネーミングはとても重要。「妊娠SOS」等、印象に残るフレーズやスマートフォンで検索する際のキーワードを意識することが相談への繋がりやすさにも影響する。
- 当事者のリスクの有無を先入観から判断しないこと。妊娠はすべての女性が抱える問題であるという視点を持つことが必要。
- 相談体制に関しては、相談窓口の運営方法、相談員の人材確保やスキルアップも課題。
- 当事者は不安な気持ちを抱え1回の電話に思いをかけている。そのワンチャンスを逃がさず必要な相談支援を行うためには、場所と時間をしっかりと確保して受け付けることが必要。

(2) 要対協について

- 要対協はあくまでも何かあった時に繋げていく手段の一つ。
- 出産後の支援が必要な場合、当然に要対協は支援するが、産む産まないで悩んでいる場合は医療機関等との連携を引き続き強化することが必要。
- 気になるケースについて関係機関が情報を共有し、実際にどう支援するかを議論する際には、要対協の枠組みを活用することが有効。この枠組みを活用することで新たな情報も得ることができる。

4 課題を抱えた妊婦に関する相談支援体制検討会委員について

氏名	所属等
藤野興一	社会福祉法人鳥取こども学園里親支援とっとり所長
河村香苗	国立大学法人鳥取大学医学部附属病院医療ソーシャルワーカー
井奥研爾	打吹公園クリニック医師
山根美奈子	一般社団法人鳥取県助産師会副会長
苗村十至子	鳥取市健康こども部中央保健センター所長補佐兼母子係長
白鳥貴浩	米子市福祉保健部健康対策課主幹
角田正紀	三朝町子育て健康課子ども支援室主幹

米子児童相談所における個人情報の流出について

平成30年1月19日
青少年・家庭課

米子児童相談所において発生した、使用しなくなった府内LANパソコンを府内LANパソコン保守委託業者に返却した際、児童（1名分）の心理検査・行動観察に関する内容が記載された書類（所属内部の会議資料）がパソコン（モニタとキーボードの間）に挟まっていたことによる個人情報流出事故について、報告します。

今後、このようなことが起きないよう、再発防止の徹底に努めます。

1 概要

平成29年12月22日（金）、使用しなくなった産休中の職員のパソコンを、県の委託業者が米子児童相談所に来所し、回収した。同月28日（木）午後4時頃、回収した委託業者がパソコンに挟まっていた書類を持参され、個人情報の流出が発覚した。

＜流出事故の経緯＞

日 時	対応経過
12月22日（金）	・委託業者が米子児童相談所に来所して、パソコンを回収。
12月28日（木） 午後4時頃	・委託業者が回収したパソコンに書類が挟まっていることに気づき、米子児童相談所にその書類を持参される。
12月29日（金） 午後6時頃	・児童の保護者に対して、直接、米子児童相談所職員がお伺いをし、謝罪を行うとともに、再発防止を徹底することを説明する。

2 流出した個人情報の内容

相談対応を行っている児童の氏名、生年月日、心理検査の結果、日常生活における行動上の特性

3 個人情報流出の範囲

委託業者は、パソコン回収後、自社に戻り、専用の袋に入れてパソコンを保管。12月28日（木）に、回収したパソコンの作業を行うため、専用の袋からパソコンを取り出した際、パソコンに書類が挟まっていることに気づき、一見して重要な書類であると判断し、同日、米子児童相談所に書類を持参されているため、流出した個人情報は委託業者以外には拡散していない。

4 原因

流出した資料に係る会議が開催された当日（11月30日）は、施設職員が米子児童相談所で研修していた時期であり、施設職員も当該会議に出席する予定であった。（資料は会議を円滑に進行するため事前配布することになっている。）

施設職員は研修期間中、産休中の職員の席に座っていた。資料を事前配布する際、施設職員が不在であったため、パソコンに資料を挟む形で資料を配付し、その旨を施設職員に伝達することを怠っていた。研修生である施設職員がパソコンを使用することはないため、その後、資料はパソコンに挟まれたままの状態であった。

また、委託業者にパソコンを受け渡す際、パソコンに不要な書類等が挟まっていないか確認することも怠っていた。

5 再発防止策

- (1) 事前配布する資料は、鍵付きロッカーに一時保管し、そこから各自で資料を受け取ることにする。（パソコンに挟んだり、机に置くというような従来の配布方法を改める。）
- (2) 外部の者に所属の物品等の回収を依頼する際は、必ず、個人情報を含む書類等、不要なものが混ざっていないか、受け渡し前に確認する。

第6回鳥取県立中部療育園整備検討会の開催結果について

平成30年1月19日
子ども発達支援課

建築後13年が経過し、施設の狭隘化などさまざまな課題が生じていることから、中部療育園に係る整備方法及び倉吉養護学校における医療的ケア体制の整備について検討するため、鳥取県立中部療育園整備検討会の第6回会議を下記のとおり開催しました。

記

1 日 時 平成29年12月18日（月） 午後2時～3時

2 場 所 鳥取県立倉吉総合看護専門学校 会議室

3 協議事項 検討結果の取りまとめについて

4 検討結果の取りまとめの概要

（1）中部療育園の役割

中部療育園が有している中部圏域における療育の中核的・指導的機能を踏まえ、引き続き、公的主体による療育サービスを提供する。

（2）中部療育園における課題と対応案

ア 施設の狭隘化への対応・・・機能を十分發揮させるための各部屋の新設・拡充する。

イ 厚生病院との関係・・・・両者が持つ機能の特性に応じて役割分担する。

厚生病院 → 救急対応や入院を伴うような医療機能

中部療育園 → 療育の中で生活の質を向上させる役割（日常生活や子育てについての指導、支援等）

ウ 地域支援体制の充実・・・家庭や地域との支援体制を強化し、また、就学児に対する学校との連携も積極的に実施する。

（3）中部療育園に係る整備方法

第1候補 既存の他施設の活用 候補地 (元)倉吉市立河北中学校

第2候補 現施設の拡充 候補地 現在地及び隣接地

第3候補 新築 候補地 倉吉総合看護専門学校グラウンド

（4）倉吉養護学校における医療的ケア体制の整備

中部療育園のあり方に絡めることなく、県教育委員会の別の協議会で議論する。

5 その他

検討会において示された上記の3候補について綿密に調査等を行い、療育活動への支障の有無や工事費の多寡などを総合的に判断した上で、新たな中部療育園の早期整備に向けて取り組む。

平成30年度国保事業費納付金等の算定について

平成30年1月19日
医療指導課

- 平成30年度に向けて都道府県も新たに国保の保険者となり、市町村と一緒にになって国保の財政運営を担う役割が付加されることとなり、県が市町村に対して国保事業費納付金(以下「納付金」という)等を算定して、市町村がこれを県に納付するという仕組みとなる。
- 平成29年12月25日に、国から納付金等の算定に必要な確定係数が示されて以降、平成30年度納付金等を算定していたが、その算定結果を報告する。

1 納付金等の算定結果

県全体の納付金額 14,671,296,393 円

〈市町村別の納付金額〉

市町村名	被保険者数 (人)	医療費 指数	納付金額(円)(A)	標準保険料率の算定に必 要な保険料総額(円)(B)	保険料で集めるべき1 人当たりの額(円)(C)
鳥取市	37,669	1.0095	4,442,483,825	4,033,173,749	106,479
米子市	29,909	1.0318	3,868,804,921	3,358,729,513	112,535
倉吉市	10,993	1.0300	1,322,416,512	1,126,909,959	100,885
境港市	6,759	1.2630	897,505,563	782,550,816	112,043
岩美町	2,810	0.9834	293,335,824	257,798,230	88,948
八頭町	3,676	1.0280	388,946,513	356,283,384	92,943
若桜町	778	1.1035	76,852,640	71,797,817	78,896
智頭町	1,644	1.0366	202,422,466	167,309,537	91,669
湯梨浜町	3,703	1.0557	462,238,278	417,983,794	115,324
三朝町	1,464	1.1369	190,941,171	155,141,060	99,541
北栄町	4,126	0.9768	504,563,517	466,935,651	111,878
琴浦町	4,266	1.0717	488,174,125	436,161,455	101,757
南部町	2,535	1.0803	300,210,553	269,216,224	106,113
伯耆町	2,709	0.9861	312,882,158	293,771,843	115,225
日吉津村	721	1.1433	72,935,354	74,311,439	103,685
大山町	4,379	1.0607	517,671,797	482,464,086	110,345
日南町	1,092	1.1300	169,125,255	134,145,301	121,054
日野町	730	1.0105	87,542,234	69,371,865	92,951
江府町	593	1.1633	72,243,687	66,888,720	114,790
合計(または平均)	120,556	1.0685	14,671,296,393	13,020,944,443	107,147

(注)

- ・ 納付金額(A)の算定方式は、資産割を除く3方式(所得割・均等割・平等割)で算定したもの。
- ・ 保険料で集めるべき1人当たりの額(C)は、一般会計からの法定外繰入、基金繰入、前年度繰越金を加味していない額である。

2 今後の事務の流れ

上記1、表の(A)欄の納付金額を基に、市町村がそれぞれ算定方式や予定収納率、市町村に直接交付される公費、また、繰越金や市町村財政調整基金からの繰入等を総合的に勘案して、保険料率を決定、賦課・徴収することとなる。

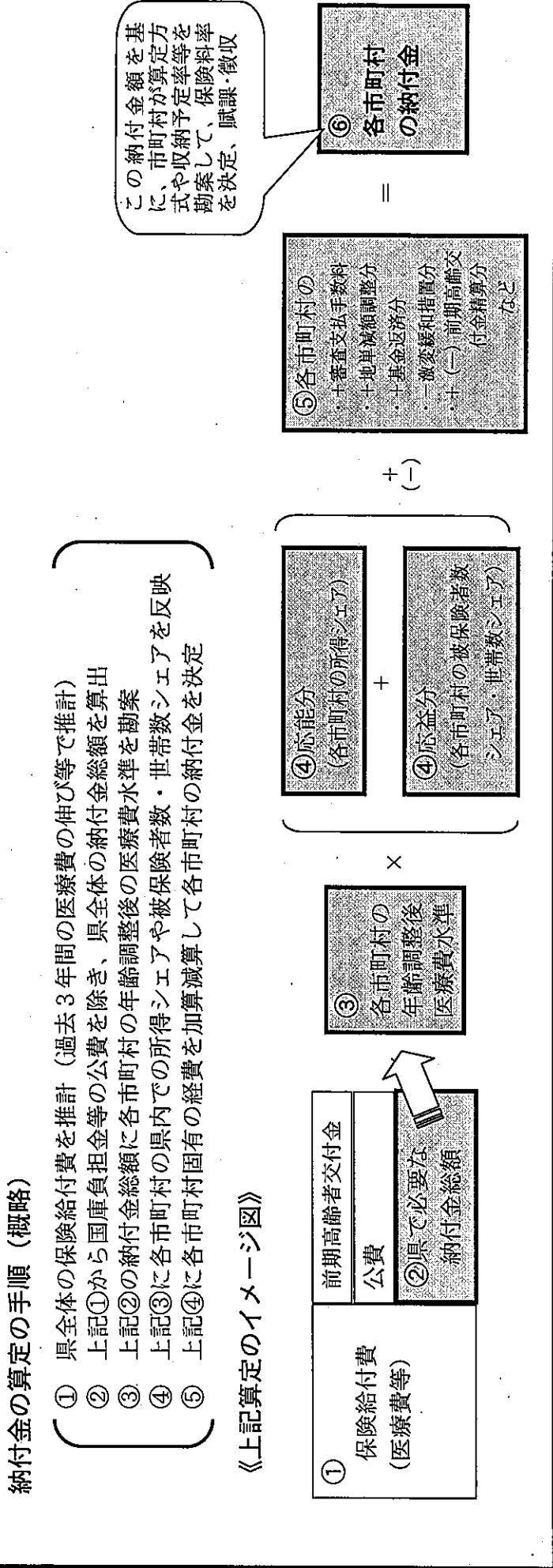
納付金の算定（イメージ図）

- 納付金の算定に当たっては、国が原則として示すとおり、各市町村の医療費水準や所得水準を反映させて算定する。

納付金の算定の手順（概略）

- ① 県全体の保険給付費を推計（過去3年間の医療費の伸び等で推計）
- ② 上記①から国庫負担金等の公費を除き、県全体の納付金総額を算出
- ③ 上記②の納付金総額に各市町村の年齢調整後の医療費水準を勘案
- ④ 上記③に各市町村の県内で所得シェアや被保険者数・世帯数シェアを反映
- ⑤ 上記④に各市町村固有の経費を加算減算して各市町村の納付金を決定

《上記算定のイメージ図》



- 激変緩和措置については、平成28年度の一人当たり保険料額と比較して、県が定める一定割合（年1.5%）を超過する市町村に対して、激変緩和措置を講じる。

＜激変緩和の財源＞

- ・暫定措置分 約1.5億円
- ・県繰入金 約6億円
- ・特例基金 約1億円

＜激変緩和の適用期間＞

- ・平成30年度から平成35年度（6年間）

※ 制度として上記特例基金の適用が、平成35年度までに限定されているため。

